

市 お忘れなく! 県民税

とに10ページ下段~12ページの日程で実施します。市・県民税の申告時期が近づいてきました。申: した。申告相談は、

地域ご

連受会 絡付場 先時 間

☎0824·73·1146 8時30分~11時30分、13時~16時 市役所本庁舎3階防災対策室

の申告相談

※その他の持参物は次の表の 預金口座番号、通帳登録印 とおり 力 マイナンバーカー ード+本人確認書類) F (通知

原市に住民登録がある人は

令和6年1月1日現在、

申告が必要な人市・県民税(住民税)

申告に必要なもの

市・県民税申告が必要です。

ただし、

次の①(

⑤に該当

が必要です。	除などを追加する場合は申告※医療費控除、各種保険料控	合わせください。	市ホームページをご覧	※例外がありますので、詳し	去上り夫羹こよっている人 ⑤庄原市に居住する親族の税	人をの他に収入かない	の地に収入がな金の両方の収入	告をする人 ③令和5年分所得税の確定申	の他に収入がな	は、申告は不要
(2年目以降)	肉用牛の免税	医療費控除	控国 除年金の	など 寄 保 の 控 除	雑一 収時 入所 や	公的年金	給与所得	不動産所得・	次のものが ある人	とおり
高等証明書高等証明書	肉用牛売却証明書 するもの で書の程度を証明	細書 ーション税制の明 医療費控除の明細	保険料控除証明書	支払証明書	確認できるもの収入や必要経費が	収票公的年金の源泉徴	収票給与所得の源泉徴	したもの収入や経費を整理	持参物	

> 同封してください 宛名を記載した返信用封筒を を返送するため、切手を貼りす。その場合、申告書の控え 郵送での提出をおす 郵送提出をご利用ください 申告会場は混雑するため すめしま

務署で (関連記事:3 27ページ)

-	-	
や建物、	青色申告の人	
株式		4
の		
v)		

譲渡所

次に該当する人は、	定申告が必要な人
庄	

確

止原税

●先物取引による所得や山林 得がある人

太陽光発電による売電収入

■雑損控除や住宅借スがある人 別控除 (1年目) がある人

申受	告 经付	相談 期間
	•	6日金 5 日金
2	月	庄

,	月	庄
)	Ħ	原地
春		地

坝

甲古相談 受付期間
2月16日金
3月15日金
2 = +

受 2月 3月	2 16 金	春田町	峰田町(峰、発展、赤川)
		峰田町(雪霜、片山、元実、大谷)本村町(上本)岬田町(湾谷 何蔵)	(下本)
門用ください	20 火		川北町(市場、茶屋、富田)
雑するため、	2 21) (水)	川北町 (八幡) 盤の谷、秋国) 単北町(大津恵 合の岬 田の平	北町(須川) 北町(天満、下重行、上重行)
申告書の控え	26 22 月 休	実留町(3区、4区)	実留町(1区、2区)
返信用封筒を、切手を貼り	27 (火)	高町(上組、市場)	高町(高取、上組上、三協、夜燈)
61	28 (水)	小用町(貝六)	川西町
ı	29 (木)	平和町 町	尾引町町
1 1 4 6	3 / 1 金	木 戸 町	
	4 (月)	山内町(行里、日向)	西本町一丁目 (原地、山王、七塚開拓)
を人	5 (火)	中本町一丁目	田原町
がは、	6 (水)		板橋町
27ページ) 生告が必要で	7 (木)	大久保町 新庄町、西本町四丁目	高門町町
	8 金	上原町(南)	掛田町 (1区)
株式の譲渡所	11 (月)	西本町三丁目	本町(西)
る所得や山林	12 火	(中組)	永末町 (沖組、下組)
よる売電収入	13 (水)	東本町一・二丁目	東本町三・四丁目、西本町二丁目 三日市町、上原町(北後迫)
	14 (木)	事務整理日(申告書の再提出・補	・補完など)
目)がある人宅借入金等特	15 金	0 F	ラスと
長或友介3	A SEATURE TO THE SEAT	7. Tab	口 可 司 台 長 里 之
20 8 3 4 3 7 7 1 1 2 1 5 8	5 1 1 2 1	2/16圖田口、熊谷、紙谷、連絡先	今、桑垣内 20 8 2 4 3 3 3 1 1 2 F
		19 月 中組、大草黒谷、	1、宮内市場
終		20火 木原後庵、向住	_
Щ		21 (水) 日南、吉木	
		22(木) 皆原、岡組、上組	· 杜
		26月 大佐古、原畑、大	大月市場
		27火) 竹地本谷、槙原	
		28水	台、真金原
		29 (木) 事務整理日(申告書	告書の再提出・補完など)
		3/1金 伊与谷、岩根、川東、	川東、藤根
		4月 永石、永沢、一日	一日市
		5火 池津、矢渕、湯木市場	不市場
		6冰 元恒、出雲石	
		7(木) 宮下、宮下ハイ	イツ、大久保
		8金 中郷、福祉村、深屋	
上市、新丁、川西下)		11月 宮沖、永田市場	· 大塩
四、右記以外)		12次 金田本谷、塩谷	_
6)		13 (水) 石谷、下金田	
		14 (木) 常定	
書の再提出・補完な	بخ)	15 (金) 事務整理日 (申	告書の再提出・補完など)

2 / 16 金

1 (金)

中野(下今西、有田、本郷、一日市、亀崎、宮の段)

3

1 (金)

塩原 小奴可(川より西)

29 (木)

内堀、小串

28 (水)

竹森、千鳥

27 (火)

田黒、菅、受原

26 (月)

川鳥、保田

22 (木)

森

21 (水)

帝釈山中、帝釈宇山

20 (火)

帝釈未渡、帝釈始終

19 (月)

戸宇

29 (木)

平子(竹原上、竹原下、竹之河内、馬場瀬、丑之河)

28 (水)

平子(奥名上、奥名下、中平子、土井原)

27 (火)

得のみの人) 簡易申告日(西城、大佐、

中野地域で給与・年金所

26 (月)

八鳥(重国谷、法京寺、七

内京、奥八鳥)

22 (木)

21 (水)

今西住宅)、高尾(上高尾、植木) 大屋(寺谷、三田、二本栃、黒谷上、黒谷下、上今西

20 (火)

高尾(下高尾)大屋(大屋大戸、塩田、下本谷、本谷陽、本谷)

19 (月)

油木(石原組、衣木組、中組、門平組) 油木(上組、平組、灰庭) ル江(いばり団地、荻野、小坂、胎蔵寺) ル江(小別当、入江住宅、的場、十日市上)

的場、十日市上)

2 / 16 金

新免、三坂

12 (火)

小鳥原(仲仙道、保賀谷、坂根) 西城(十日市上·中·下、明神町1 西城(横町1~2、本町、中町)

3

11 (月)

13 (水)

右山 (五日市 1

~3、五日市中、中央区、五日市上)

13 (水)

| 福代 | (久松、下

12 (火)

川西(陰地、下川西、右記以外)

11 (月)

川西(宮平、比奈、上市、新丁、川

15 金

事務整理日

(申告書の再提出・補完など)

15 金

事務整理日

(申告書の再提出

14 (木)

川東(右記以外)

14 (木)

大佐(松が平上、松が平下、大佐上、大佐下、大佐沖)

7 (木)

上尺田)

8 金)

東城

7 (木)

久代

6 冰

粟田 (東区・南区)

5 (火)

栗田 (中区・北区)

4 (月)

加谷 (持丸·板井谷:

8 金)

三坂

6 (水)

乗(栗下、大戸1~2) 栗(栗下、大戸1~2) 栗(栗下、大戸1~2)

5 (火)

4 (月)

小原、大原山)中野(兼利、胎蔵寺、荒槙住宅、中野住宅、西城病院

中野以外の地域で給与

西城地域

連受会 絡付場 先時 間

☎0824-82-2124 9時~11時3分、13時~16時 西城支所2階大会議室

東城地域

連受会 絡付場 先時 間

後

十 旧口华乔力先纪沙	E2_
市・県民税の申告相談	DOZ

高野地域

連受会 絡付場 先時 間

☎0824·86·2115 9時~11時30分、13時~16時 高野支所2階

1 (金	5	14 (木)	13 (水)	12 (火)	11 (月)	8 (金)	7 (木)	6 (水)	5 火	4 (月)	3 / 金	29 (木)	28 (水)	27 (火)	26 (月)	22 (木)	21 (水)	20 (火)	19 (月)	2 / 16 金
事務整理(日台書の甲抄出・神学など)	事务を理引(申号書)再是出・浦宅なご	上湯川(郷原、上湯川中)	上湯川 (俵原・餅実、笹谷)	下湯川(土居、尻無)	下湯川(下湯川中、下湯川下)		中門田	下門田	上里原	奥門田	岡大内	事務整理日(申告書の再提出・補完など)	和南原(寸為、和南原開拓、三沢、奥三沢)	和南原(隣組、水谷、貝崎)	和南原(篠原、深石)	南 新市(殿垣内)	新市(上本町、西町)	新市(札場、祇園町、下本町)	新市(市原、川角、新町、土手)	新市(別所上市、和手川、東半戸)

3/1金

小和田東

29 (木)

小和田南

28 (水)

木屋原上、木屋原中、木屋原下

27 (火)

古頃上、古頃下、中先途、甲之邑

26 (月)

石ケ原、越原

22 (木)

上

21 (水)

永原

20 (火)

予備日

(指定の日程に申告相談ができない人)

19 (月)

布見

15 金

事務整理日(申告書の再提出・補完など)

14 (木)

13 (水)

予備日(指定の日程に申告相談ができない人)

12 火

11 (月)

8 金

比和谷

7 (木)

元常

6 (水)

福田下

5(火)

福田上

4 (月)

小和田北、絞り

2 16 金 比	比和地域
比和上、比和中、比和卜	連受付時間
和下	☆ 9月 8 0 8 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

受会 付場 間 ☎0824・85・3001 9時~11時30分、13時~16時 比和自治振興センター2階

15 金	14 (木)	13 (水)	12 火	11 (月)	8 金	7 (木)	6 (水)	5 (火)	4 (月)	3 / 1 金	29 (木)	28 (水)	27 (火)	26 (月)	22 (木)	21 (水)	20 火	19 (月)	2 16 金
事務整理日(申告書の再提出・補完など)			全域(希望日の前日までに予約が必要)			木屋 「稲草(郷原、下市の里、五萬の里、ともいきの里)	稲草(田総の里東・中・西組)	稲草(川井町上・下、馬場)	稲草(新町上・下、本町上・下、かじや小路)	の里、大谷、森藤、新制、日南の里) 稲草(敷尾、長谷上・下、上市下・中・東・西、平井川	事務整理日(申告書の再提出・補完など)	下領家(光、庚申、巴)	下領家(山崎の里、千戈、八幡)	亀谷(五郎丸)	五箇 (宮本、万我、田野河内、松山、田尻、砂、徳原)	五箇(矢谷、上野、竹の下、栃木、牛の子谷)上領家	亀谷(本谷上・下、高田、段畑、土居)	亀谷(亀谷イ・ロ、小坂上・下)	黒目

連受会 絡付場 先時 間

☎0824⋅88⋅3063 9時~11時30分、13時~16時総領支所2階会議室